

審 第 3 2 1 8 号  
答 申 第 2 9 9 号  
令和5年3月17日

千葉県病院局長 様

千葉県個人情報保護審議会  
会 長 中 曾 根 玲 子

審査請求に対する裁決について（答申）

令和2年4月17日付け病経管第〇〇号による下記の諮問について、別紙のとおり答申します。

記

諮問第268号

令和2年3月9日付けで審査請求人から提起された、令和2年3月4日付け病経管第〇〇号で行った自己情報開示決定及び同日付け病経管第〇〇号で行った自己情報部分開示決定に係る審査請求に対する裁決について

答 申

1 審議会の結論

千葉県病院局長（以下「実施機関」という。）が令和2年3月4日付け病  
経管第〇〇号で行った自己情報開示決定（以下「本件決定1」という。）及  
び同日付け病経管第〇〇号で行った自己情報部分開示決定（以下「本件決定  
2」といい、本件決定1と併せて「本件決定」という。）について、千葉県  
個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）は、次のとおり判断する。

- (1) 実施機関が本件決定2において不開示とした情報のうち、別表2に掲げ  
る情報を開示すべきである。
- (2) 実施機関が行ったその他の決定は妥当である。

2 審査請求の経緯

- (1) 審査請求人は、令和元年11月29日付けで、実施機関に対し、千葉県  
個人情報保護条例（平成5年千葉県条例第1号。以下「条例」という。）  
第15条第1項の規定により、「私が当事者となった裁判全てに係る相談  
や協議や検討についてのもので一切。弁護士との相談だけではなく職員同  
士の相談も含める。復命書なども含める。」の開示請求（以下「本件開示請  
求」という。）を行った。
- (2) 実施機関は、本件開示請求に対し、条例第23条の規定により、令和元  
年12月12日付け病経管第〇〇号で開示決定等の期限を延長した。
- (3) 実施機関は、本件開示請求に対し、同条に規定する残りの個人情報とし  
て、後記4（4）イに掲げる行政文書（以下「本件文書」という。）に記  
録された個人情報を特定し、本件決定を行った。
- (4) 審査請求人は、行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「法」  
という。）第2条の規定により、令和2年3月9日付けで本件決定につい  
て審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。
- (5) 実施機関は、本件審査請求を受けて、条例第47条第1項の規定により、  
令和2年4月17日付け病経管第〇〇号で審議会に諮問した。

3 審査請求人の主張要旨

- (1) 審査請求人は、審査請求書において、おおむね以下のとおり主張してい  
る。

ア 本件審査請求の趣旨

本件決定を取り消して、さらに請求対象文書を特定したうえで、請求した情報は、全て開示するとの裁決を求める。

裁量的開示を実施することを求める。

イ 本件審査請求の理由

文書の探索が不十分であるか、または、対象文書を開示請求の適用除外か解釈上の不存在と判断することが違法である。開示請求の内容及び請求対象たる事案の性質からして、本件対象文書が全く存在しないとは、考えられない。たとえば、出先機関である県立病院は、本件開示請求対象事案の一部が発生した機関であり、訴訟でも指定代理人を出している以上、何らかの文書は存在するはずである。

以前の同様の内容での開示請求に係る処分に対する審査請求に係る弁明でも、解釈上の不存在につき違法な行政文書該当性の判断がなされていることから、本件でも同様に判断されているものと言うべきである。

そもそも、本件決定で特定された対象個人情報を記載した行政文書进行管理しているのは、千葉県病院局経営管理課（以下「経営管理課」という。）ではなく、医療安全安心推進室であるから、同室保有分を特定すべきであるし、また、訴訟の性質からして、出先機関である県立病院が全く対象個人情報を保有していないとは、到底、考えられない。

不開示部分は、条例第17条のいずれの号にも該当しないか、たとえ、2号、3号に該当したとしても、開示を定めた同号ただし書き全てに該当する。

同時期の同様の請求に対する他の実施機関の決定と比較しても、処分庁は極端に不開示範囲が広く著しい不均衡を来しているといわざるを得ない。

不開示部分は、いずれも、条例第19条に該当する。

理由附記に不備がある。

(2) 審査請求人は、反論書において、おおむね以下のとおり主張している。

ア 本件反論の前に

経営管理課は、「弁明書副本の送付等について（送付）」において、千葉県病院局長を反論書の宛名として記載するよう審査請求人に求めた。しかしながら、本反論書は、第一義的には、審査庁に宛てたものではなく、行政不服審査会に宛てたものであるから、「千葉県個人情報保護審議会 御中」と記載した。

イ 文書の特定

そもそも、本件決定で特定された対象個人情報を記載した行政文書进行管理しているのは、経営管理課ではなく、医療安全安心推進室であるから、同室保有分を特定すべきである。

#### ウ 不開示箇所の不開示事由非該当性

指定代理人を出している県立病院に何らの対象文書も存在しないとは到底考えられず、条例第23条にいう相当の部分の個人情報の開示を受けた分と合わせても、県立病院に何らの対象文書も存在しないとのことであるから、到底、是認できない。

条例第17条第6号ロは、争訟に関する情報を一律に不開示とするものではなく、争訟に係る事務に関することに加えて、開示することにより、他の地方公共団体等の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれがある情報を不開示とする旨を規定したものである。処分庁は、通知書でも弁明書でもともに、県の訴訟当事者としての地位を害するおそれの態様が不開示に足るまでの不当があることにつき何らの主張もしておらず、ただ県の訴訟当事者としての地位に悪い意味で変動を来すおそれがある情報であることを以て不開示としたものであるから、明らかに条例第17条第6号ロには該当しない。

訴訟に係る文書についても、他の自治体では部分開示が実施されており、全面的に不開示とすることは、条例の第1条、3条、15条1項、17条本文の規定及び条例全体の精神に違反する。

期日の概要の報告については、開示請求者である審査請求人が原告となった訴訟の概要であることから、当該訴訟の概要は当然に把握しているというべきであるから、地方自治の本旨や住民による監視機能に鑑みても、それを開示したとしても、将来における同種の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとはいえないし、県の訴訟遂行がどのように行われるかは明らかにしておくべき情報であるし、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が損なわれることにはならない。ゆえに、条例第17条第5号、6号ロ、6号本文には該当しない。

打合せ内容等については、千葉県は、千葉県の主権者である千葉県民から、千葉県の行政訟務が地方自治の本旨に合致しているか否かについて、不断の監視を受けなければならない。そうすると、この公益性は、これを不開示とされることで隠蔽される行政や職員の不法行為についての不当な権利・利益に遙かに優るものというべきである。ゆえに、条例第17条第6号ロには該当しない。

#### エ 理由附記の不備の違法

本件の理由附記は、条例第21条2項及び3項の規定により要請されている理由附記の水準を満たしたものとは言えない。

したがって、通知書の理由附記において看過し得ない瑕疵があるというべきであるから、本処分は当然に取り消すべきである。

#### オ 結語

したがって、本件決定で不開示とされた情報は、不開示事由に該当せず、開示すべきである。

#### 4 実施機関の弁明要旨

実施機関は、弁明書において、おおむね以下のとおり主張している。

##### (1) 弁明の趣旨

処分の取消しを求める請求についてはこれを棄却し、また、請求対象文書を特定した上で請求した情報についての全部開示及び裁量的開示を求める請求については、これらを却下するのが相当である。

##### (2) 却下を求める弁明の理由

法に基づく審査請求は、行政庁の処分の違法又は不当を理由として当該処分の取消し等を求める（法第2条及び第46条）か、あるいは、法令に基づき行政庁に対して処分についての申請をした場合に、当該申請から相当の期間が経過したにもかかわらず、行政庁が当該申請に対して何ら処分もしないときに、その違法又は不当の宣言を求める（法第3条及び第49条）制度である。

これを本件についてみると、審査請求人は本件審査請求で、処分庁に請求対象文書を特定した上で請求した情報についての全部開示及び裁量的開示を求めているが、このような一定の作為を求めることは、法の許容しない審査請求であり、不適法であるから却下を免れない。

##### (3) 事案の概要

本件審査請求は、審査請求人が、令和元年11月29日付けで条例第16条第1項の規定により、実施機関に対し、「私が当事者となった裁判全てに係る相談や協議や検討についてのもの一切。弁護士との相談だけではなく職員同士の相談も含める。復命書なども含める。」旨の本件開示請求をしたことに対し、実施機関が本件決定をしたところ、審査請求人がこれを不服として、本件決定の取消し等を求めた事案である。

なお、本件開示請求に対しては、対象の行政文書に係る関係書類が多量であり、本件開示請求があった日から45日以内に開示決定等を行うことによる業務遂行上の著しい支障を回避するため、実施機関は条例第23条の規定を適用し、①本件開示請求に係る個人情報記録する行政文書のうち相当の部分について開示決定等を行う期間を令和元年11月29日から令和2年1月14日までとし、また、②残りの個人情報記録する行政文書について開示決定等を行う期限を令和2年3月31日とする旨の期限の特例措置をし、令和元年12月12日、審査請求人に通知した。

そして、実施機関は令和2年1月14日に前記①に係る決定を、同年3月4日に前記②に係る本件各決定を行い、本件開示請求に係る開示決定等は全て終了しているものである。

(4) 本件処分の内容

ア 審査請求に係る処分

本件審査請求に係る処分は、本件決定である。

イ 対象文書の特定

本件開示請求は、審査請求人が当事者となっている裁判全てに係る相談、協議又は検討に関し作成又は取得した行政文書に係る自己情報開示請求であるが、実施機関が対象となる行政文書を探索したところ、本件開示請求に係る行政文書（残りの部分）を次のとおり特定した。

(ア) ○○年○○月○○日付け作成「訴訟委任契約に係る事件完結後の委任料について（協議）」

(イ) ○○年○○月○○日付け作成「訴訟委任契約に係る事件完結後の委任料について（協議）」

(ウ) 期日概要報告（○○年○○月○○日）

(エ) 期日概要報告（○○年○○月○○日）

(オ) 期日概要報告（○○年○○月○○日）

(カ) ○○月○○日付け供覧文書

(キ) 期日概要報告（○○年○○月○○日）

(ク) ○○月○○日付け供覧文書

(ケ) 期日概要報告（○○年○○月○○日）

(コ) ○○月○○日付け供覧文書

(サ) ○○月○○日付け供覧文書

(シ) ○○月○○日付け供覧文書

(ス) 期日概要報告ほか（○○年○○月○○日）

(セ) 期日概要報告ほか（○○年○○月○○日）

(ソ) 期日概要報告（○○年○○月○○日）

(タ) ○○月○○日付け供覧文書

(チ) 期日概要報告ほか（○○年○○月○○日）

(ツ) 期日概要報告ほか（○○年○○月○○日）

(テ) 期日概要報告ほか（○○年○○月○○日）

(ト) 期日概要報告ほか（○○年○○月○○日）

ウ 特定された行政文書の内容

(ア) 前記イ（ア）及び（イ）の対象文書は、訴訟に係る事件完結後の委任料について、弁護士と協議を行った際の文書である。

(イ) 前記イ(ウ)から(ト)までの対象文書は、本件開示請求に係る裁判について、県の関係者が相談、協議又は検討を行ったことに関する文書である。

エ 本件各決定について

実施機関は、前記イのとおり本件開示請求に係る残りの行政文書を特定し、同(ア)及び(イ)の対象文書については開示とする旨の、同(ウ)から(ト)までの対象文書については部分開示とする旨の各決定を行った。

(5) 処分の理由

ア 本件決定1について

本件決定1では、前記(3)イのうち(ア)及び(イ)の対象文書については条例上の不開示情報が記録されているとは認められないことから、開示決定をした。

イ 本件決定2について

本件決定2では、前記(4)イのうち(ウ)から(ト)の対象文書について、令和2年3月4日付け病経管第〇〇号の通知別紙2の「開示しない部分」欄記載の各情報が、それぞれ条例第17条第5号並びに第6号ロ及び同号柱書に該当するとして、当該部分を不開示とした。

(6) 弁明の内容

ア 審査請求人の主張

審査請求人は、審査請求書において以下のとおり主張している。

本件各決定を取り消して、さらに請求対象文書を特定したうえで、請求した情報は、全て開示するとの裁決を求める。

裁量的開示を実施することを求める。

イ 本件各決定の妥当性

(ア) 対象文書の特定について

審査請求人は、前記3(1)イのとおり、実施機関による対象行政文書の特定が不十分である旨を主張しているものと解される。しかし、実施機関は本件開示請求に係る対象行政文書を十分に探索した結果、前記(4)イのとおり対象行政文書の残りの部分について特定し、本件各決定を行った。なお、前記(3)のとおり、実施機関は本件開示請求について条例第23条の規定による期限の特例措置をしているものであるが、本件各決定に至るまでの間に本件開示請求の対象文書を十分に、くまなく探索したものであって、これは出先機関である県立病院においても同様である。よって、審査請求人が主張するところの、対象文書を開示請求の適用除外又は解釈上の不存在と判断したなどという事実は存在しない。

(イ) 行政文書の管理部署について

また、審査請求人は、前記（ア）の点に関連して、前記3（1）イのとおり、実施機関による対象行政文書の探索及び特定が不十分である旨を主張しているものと解される。

しかし、本件開示請求に係る裁判は、その内容上、病院局経営管理課内で、同医療安全安心推進室以外の部署が担当部署となっているものもあるところ、同課内の事情として、訴訟に至ったがために、本来的には医療事故等の担当である医療安全安心推進室が関与・協力しているものである。

そして、文書の特定に当たっては、医療安全安心推進室が保有する分のみならず同室以外の担当部署が保有する分も十分に探索の上特定したものであり、この点で審査請求人の主張には何ら理由がない。

さらに、前記（ア）で述べたとおり出先機関である県立病院分についても十分に探索をした結果であって、この点でも審査請求人の主張には何ら理由がない。なお、県立病院においても法令等の規定にのっとり行政文書の作成、管理等をしているものであるところ、運用面においては各所属の判断で行われる事柄もあるものと解され、したがって、同一事案について経営管理課に行政文書が存在し、他方で県立病院には存在しないとしても、それ自体は不自然なこととはいえないものである、

したがって、対象行政文書の特定に係る審査請求人の主張には理由がない。

(ウ) 行政文書の不開示情報該当性について

審査請求人は、前記3（1）イのとおり、本件決定2で不開示とした情報は条例第17条のいずれの号にも該当しない旨、また、たとえ同条第2号又は第3号に該当したとしても、開示すべきとする旨の当該各号ただし書の全てに該当する旨主張しているものと解される。

しかし、本件決定2の開示しない理由のとおり、同決定における対象行政文書の開示しない部分には、県の訴訟迫行に関する情報が記載されていることから、端的には、県の訴訟当事者としての利益を保護するために実施機関はこれらの情報を不開示としたものである。加えて、審査請求人による訴訟提起が相次いでいる実態に鑑みれば、これらの情報をひとたび開示してしまうと、将来における同種の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることや、その際の検討等に係る意思決定に不当な影響を与えるおそれがあることは明らかというべきである。

したがって、本件決定2において実施機関が開示しない部分を不開示としたことは妥当であり、審査請求人の主張には理由がない。

(エ) 特定された行政文書の条例第19条該当性について

審査請求人は、前記3(1)イのとおり、実施機関が本件決定2において不開示とした部分は、いずれも条例第19条に該当する旨主張しているものと解される。

しかし、当該主張に係る裁量的開示の請求が不適法なものであって却下されるべきであることは、前記(2)のとおりである。

(オ) 理由附記の不備について

審査請求人は、前記3(1)イのとおり、実施機関が行った本件決定の理由附記に不備がある旨主張しているものと解される。しかし、行政文書を開示しない旨の理由としては、開示請求者において、条例規定の不開示理由のどれに該当するのかをその根拠とともに了知し得るものでなければならないとされているところ、本件決定においては、根拠となる適用条号を摘示の上、不開示とする旨を具体的に詳述しており、理由の提示(附記)としては十分なものであり、何ら不備は存在しない。

(7) 結論

以上のとおり、審査請求人の主張には理由がなく、本件決定に取り消し得べき瑕疵は何ら認められないため、本件審査請求は棄却されるべきものである。

## 5 審議会の判断

(1) 本件審査請求の趣旨について

ア 実施機関は、本件開示請求に対し、前記4(4)イのとおり本件開示請求に係る個人情報と特定して本件決定を行ったと認められる。

イ 審査請求人は、前記3(1)アのとおり、本件決定を取り消して、さらに請求対象文書を特定した上で、請求した情報は、全て開示するとの裁決を求めているので、以下、検討する。

(2) 個人情報の特定の妥当性について

審議会が事務局職員を通じてあらためて経営管理課に文書の探索を行わせたところ、本件文書に記録された個人情報以外に、本件開示請求に係る個人情報を経営管理課において保有していないことが確認された。

審議会としては、実施機関が本件決定において本件文書に記録された個人情報と特定し、それ以外の個人情報を特定していないことに特段に不自然、不合理な点は認められず、その他、本件開示請求の対象となる個人情報が存在するような特段の事情も認められない。

(3) 不開示情報について

本件文書のうち、実施機関が本件決定において不開示とした情報は、別表1の番号（以下単に「番号」という。）1から37までのとおりであり、審議会として次に掲げるとおり分類した。

ア 期日概要報告書等を供覧した決裁文書の一部（番号4、7、10、12、14、16、19、23、25、28、31及び34。以下「本件供覧文書」という。）

イ 期日概要報告書の全部（番号1、2、3、6、9、17、20、22、26、29、32及び35。以下「本件期日概要報告書」という。）

ウ 訴訟進行経過報告書（添付資料含む）の全部（番号5、8、11、13、15、18、21、24、27、30、33、36及び37。以下「本件訴訟進行経過報告書」という。）

(4) 本件決定の妥当性について

ア 実施機関は、本件決定で不開示とした情報について、条例第17条第5号、第6号ロ及び同号柱書に該当して不開示が相当であると主張するので、以下、検討する。

イ 不開示理由条項について

(ア) 条例第17条第5号

条例第17条第5号は、県の機関や他の地方公共団体等の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるもの等を不開示とすることについて定めたものである。

(イ) 条例第17条第6号柱書

条例第17条第6号は、実施機関の事務又は事業の適正な遂行を確保するため、事務又は事業を類型化してその不開示情報の要件を定めているものである。

同号柱書は「県の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」について開示すべき情報から除外する旨を規定し、事務又は事業を類型化してイないしへを例示的に掲げ、これらのおそれ以外については「その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」として包括的に規定したものである。

(ウ) 条例第17条第6号ロ

条例第17条第6号ロは、「契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、県、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ」を規定しているものである。

そして、「財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ」とは、県等が一方の当事者となる争訟に係る事務において、争訟等の対処方針等を開示することにより、当事者として認められるべき地位を不当に害するおそれをいう。これは、争訟に係る事務は、訴訟手続上、相手方と対等な立場で遂行する必要がある、当事者としての利益を保護する趣旨である。

ウ 不開示情報該当性について

(ア) 本件供覧文書について

- a 本件供覧文書の不開示部分には被告訴訟代理人である弁護士の所属する法律事務所名及び同事務所から送付された別添文書名が記載されている。
- b 審議会で見分したところ、これらの情報のうち弁護士の所属する法律事務所名は訴訟の場で明らかにされている情報である。また、別添文書名は訴訟事務の過程で通常、作成、送付される文書の名称であることから、当該情報を開示したとしても、条例第17条第5号、第6号ロ及び同号柱書に掲げられているおそれは認められない。したがって、当該情報は条例第17条第5号、第6号ロ及び同号柱書には該当せず、開示が相当である。

(イ) 本件期日概要報告書について

- a 本件期日概要報告書には各期日についての「文書作成日時」、「文書作成所属名」、「表題」、「1 日時」、「2 場所」、「3 出廷者」、「4 内容」、「5 次回予定」及び文末部分に記録が記載されている。
- b 「文書作成日時」、「文書作成所属名」、「表題」、「1 日時」、「2 場所」、「3 出廷者」及び「5 次回予定」には各期日の各々の情報が記載されている。

審議会で見分したところ、訴訟の場で明らかにされている情報及び各期日に関する客観的事実を記載したものに過ぎず、当該情報を開示したとしても、条例第17条第5号、第6号ロ及び同号柱書に掲げられているおそれは認められない。

したがって、当該情報は条例第17条第5号、第6号ロ及び同号柱書には該当せず、開示が相当である。

c 「4 内容」の内容を具体的に記載した部分には期日における裁判の内容が記録者により取捨選択されて記載されている。

審議会で見分したところ、当該情報が開示されると、記録者は開示されることを考慮し、簡略化するなどして具体的な内容の記載が形骸化し、本来必要な記載がされなくなることも十分に想定される。そうすると、報告すべき事項が適切に報告されず、その結果、訴訟事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、当該情報は条例第17条第5号及び第6号ロには該当しないが、条例第17条第6号柱書に該当し、不開示が相当である。

しかし、その項目名である「4 内容」を開示したとしても、条例第17条第5号、第6号ロ及び同号柱書に掲げられているおそれは認められず、当該情報は条例第17条第5号、第6号ロ及び同号柱書には該当せず、開示が相当である。

d 本件期日概要報告書の文末に記載されている部分には閉廷前後及び期日終了後の打合せ等の内容が記載されている。

訴訟に関わる事務は、訴訟手続き上、相手方と対等な立場で遂行する必要があり、当該情報を開示すると、本件訴訟の一方当事者である県の本件訴訟に係る具体的な対処方針を相手方である審査請求人に明らかにすることになり、県の訴訟当事者としての地位を不当に害するおそれがあると認められる。

したがって、当該情報は条例第17条第6号ロに該当し、同条第5号及び第6号柱書の該当性を検討するまでもなく不開示が相当である。

#### (ウ) 本件訴訟進行経過報告書について

本件訴訟進行経過報告書は被告訴訟代理人である弁護士から送付された各期日に行われた裁判に関する報告書及び添付書類である。

訴訟に関わる事務は、訴訟手続き上、相手方と対等な立場で遂行する必要があり、当該情報を開示すると、本件訴訟の一方当事者である県の本件訴訟に係る具体的な対処方針を相手方である審査請求人に明らかにすることになり、県の訴訟当事者としての地位を不当に害するおそれがあると認められる。

したがって、当該情報は条例第17条第6号ロに該当し、同条第5号及び第6号柱書の該当性を検討するまでもなく不開示が相当である。

#### (5) 結論

以上のことから、「1 審議会の結論」のとおり判断する。

なお、審査請求人のその他の主張は、本件決定の適否に関する審議会の判断に影響を及ぼすものではない。

6 審議会の処理経過

審議会の処理経過は、次のとおりである。

審 議 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
令和2年 4月 8日	諮問書（弁明書の写しを含む。）の受理
令和4年 3月25日	審議（令和3年度第10回第2部会）
令和4年 4月25日	審議（令和4年度第1回第2部会）
令和4年 5月30日	審議（令和4年度第2回第2部会）
令和4年 9月26日	審議（令和4年度第3回第2部会）
令和4年10月24日	審議（令和4年度第4回第2部会）
令和4年11月28日	審議（令和4年度第5回第2部会）
令和4年12月19日	審議（令和4年度第6回第2部会）
令和5年 1月30日	審議（令和4年度第7回第2部会）

千葉県個人情報保護審議会第2部会（五十音順）

氏 名	職 業 等	備 考
川瀬 貴之	千葉大学大学院 社会科学研究院教授	部会長職務代理者
谷 麻衣子	弁護士	
中曾根 玲子	國學院大學法学部教授	部会長

別表 1

番号	行政文書の件名	不開示部分	審議会による区分
1	期日概要報告（〇〇年〇〇月〇〇日）	概要報告書全て	本件期日概要報告書
2	期日概要報告（〇〇年〇〇月〇〇日）	概要報告書全て	本件期日概要報告書
3	期日概要報告（〇〇年〇〇月〇〇日）	概要報告書全て	本件期日概要報告書
4	〇〇月〇〇日付け供覧文書	1～2行目	本件供覧文書
5		訴訟進行経過報告書全て（添付資料含む）	本件訴訟進行経過報告書
6	期日概要報告（〇〇年〇〇月〇〇日）	概要報告書全て	本件期日概要報告書
7	〇〇月〇〇日付け供覧文書	1～2行目	本件供覧文書
8		訴訟進行経過報告書全て	本件訴訟進行経過報告書
9	期日概要報告（〇〇年〇〇月〇〇日）	概要報告書全て	本件期日概要報告書
10	〇〇月〇〇日付け供覧文書	1～2行目	本件供覧文書
11		訴訟進行経過報告書全て	本件訴訟進行経過報告書
12	〇〇月〇〇日付け供覧文書	1～2行目	本件供覧文書
13		訴訟進行経過報告書全て	本件訴訟進行経過報告書
14	〇〇月〇〇日付け供覧文書	1～2行目	本件供覧文書
15		訴訟進行経過報告書全て	本件期日概要報告書
16		4～5行目	本件供覧文書

17	期日概要報告ほか (〇〇年〇〇月〇〇日)	概要報告書全て	本件期日概要報告書
18		訴訟進行経過報告書全て	本件訴訟進行経過報告書
19	期日概要報告ほか (〇〇年〇〇月〇〇日)	4～5行目	本件供覧文書
20		概要報告書全て	本件期日概要報告書
21		訴訟進行経過報告書全て	本件訴訟進行経過報告書
22	期日概要報告(〇〇年〇〇月〇〇日)	概要報告書全て	本件期日概要報告書
23	〇〇月〇〇日付け供覧文書	1～2行目	本件供覧文書
24		訴訟進行経過報告書全て	本件訴訟進行経過報告書
25	期日概要報告ほか (〇〇年〇〇月〇〇日)	5～6行目	本件供覧文書
26		概要報告書全て	本件期日概要報告書
27		訴訟進行経過報告書全て(添付資料含む)	本件訴訟進行経過報告書
28	期日概要報告ほか (〇〇年〇〇月〇〇日)	5～6行目	本件供覧文書
29		概要報告書全て	本件期日概要報告書
30		訴訟進行経過報告書全て	本件訴訟進行経過報告書
31	期日概要報告ほか (〇〇年〇〇月〇〇日)	5～6行目	本件供覧文書
32		概要報告書全て	本件期日概要報告書
33		訴訟進行経過報告書全て	本件訴訟進行経過報告書

34	期日概要報告（〇〇年〇〇月〇〇日）	4～5行目	本件供覧文書
35		概要報告書全て	本件期日概要報告書
36		【第〇〇号】訴訟進行経過報告書全て（添付資料含む）	本件訴訟進行経過報告書
37		【第〇〇号】訴訟進行経過報告書全て（添付資料含む）	本件訴訟進行経過報告書

別表 2

行政文書の件名	開示すべき情報
期日概要報告（〇〇年〇〇月〇〇日）	期日概要報告のうち「文書作成日時」「文書作成所属名」「表題」「1 日時」「2 場所」「3 出廷者」「5 次回出廷期日」及び「4 内容」の項目名
期日概要報告（〇〇年〇〇月〇〇日）	期日概要報告のうち「文書作成日時」「文書作成所属名」「表題」「1 日時」「2 場所」「3 出廷者」「5 次回出廷期日」及び「4 内容」の項目名
期日概要報告（〇〇年〇〇月〇〇日）	期日概要報告のうち「文書作成日時」「文書作成所属名」「表題」「1 日時」「2 場所」「3 出廷者」「5 次回出廷期日」及び「4 内容」の項目名
〇〇月〇〇日付け供覧文書	1 行目 1 1 文字目から 2 行目 1 1 文字目まで
期日概要報告（〇〇年〇〇月〇〇日）	期日概要報告のうち「文書作成日時」「文書作成所属名」「表題」「1 日時」「2 場所」「3 出廷者」「5 次回出廷期日」及び「4 内容」の項目名
〇〇月〇〇日付け供覧文書	1 行目 1 1 文字目から 2 行目 1 1 文字目まで
期日概要報告（〇〇年〇〇月〇〇日）	期日概要報告のうち「文書作成日時」「文書作成所属名」「表題」「1 日時」「2 場所」「3 出廷者」「5 次回出廷期日」及び「4 内容」の項目名
〇〇月〇〇日付け供覧文書	1 行目 1 1 文字目から 2 行目 1 1 文字目まで
〇〇月〇〇日付け供覧文書	1 行目 1 1 文字目から 2 行目 1 1 文字目まで
〇〇月〇〇日付け供覧文書	1 行目 1 5 文字目から 2 行目 1 6 文字目まで
期日概要報告ほか（〇〇年〇〇月〇〇日）	4 行目 4 文字目から 5 行目 8 文字目まで
	期日概要報告のうち「文書作成日時」「文書作成所属名」「表題」「1 日時」「2 場所」「3 出廷者」「5 次回出廷期日」及び「4 内容」の項目名

期日概要報告ほか（〇〇年〇〇月〇〇日）	4行目4文字目から5行目8文字目まで
	期日概要報告のうち「文書作成日時」「文書作成所属名」「表題」「1日時」「2場所」「3出廷者」「5次回出廷期日」及び「4内容」の項目名
期日概要報告（〇〇年〇〇月〇〇日）	期日概要報告のうち「文書作成日時」「文書作成所属名」「表題」「1日時」「2場所」「3出廷者」「5次回出廷期日」及び「4内容」の項目名
〇〇月〇〇日付け供覧文書	1行目21文字目から2行目22文字目まで
期日概要報告ほか（〇〇年〇〇月〇〇日）	5行目4文字目から6行目6文字目まで
	期日概要報告のうち「文書作成日時」「文書作成所属名」「表題」「1日時」「2場所」「3出廷者」「5次回出廷期日」及び「4内容」の項目名
期日概要報告ほか（〇〇年〇〇月〇〇日）	5行目4文字目から6行目6文字目まで
	期日概要報告のうち「文書作成日時」「文書作成所属名」「表題」「1日時」「2場所」「3出廷者」「5次回出廷期日」及び「4内容」の項目名
期日概要報告ほか（〇〇年〇〇月〇〇日）	5行目4文字目から6行目6文字目まで
	期日概要報告のうち「文書作成日時」「文書作成所属名」「表題」「1日時」「2場所」「3出廷者」「5次回出廷期日」及び「4内容」の項目名
期日概要報告（〇〇年〇〇月〇〇日）	4行目4文字目から5行目8文字目まで
	期日概要報告のうち「文書作成日時」「文書作成所属名」「表題」「1日時」「2場所」「3出廷者」「5次回出廷期日」及び「4内容」の項目名